

## 新型コロナウイルス感染症登園届について

- ① 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の診断を受けたら保育園へご連絡ください。
- ② 登園の際に、医師の診断書等は必要ありませんが、登園届（観察経過記録）を記入し、提出をお願いいたします。
- ③ 新型コロナウイルス感染症発症後の登園可能な日は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してからとなります。（厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より）

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日

「症状軽快」とは  
解熱剤を使用せずに  
解熱し、かつ呼吸器  
症状が改善傾向であ  
ること



保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください

## 新型コロナウイルス感染症登園届（観察経過記録）※保護者記入

組 氏名 \_\_\_\_\_

1. 受診した日と医療機関名（ 月 日 曜日 医療機関名： \_\_\_\_\_ ）
2. 診断名 新型コロナウイルス感染症 3. 発症した日（ 月 日 曜日）
4. 体温・呼吸器症状等の経過

発症した日	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 1日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 2日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 3日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 4日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 5日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
発症後 日目	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）
登園する日の朝（症状軽快後1日目の朝）	月	日	体温（ 度 分）	呼吸器症状等（あり・なし）

保護者氏名： \_\_\_\_\_